

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇ 告 示

町の区域の新設等(地方課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

有用広葉樹母樹林の指定(造林課)

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるとの発起人の届出(水産課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるとの発起人の届出(〃)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)

土地区画整理法による換地処分(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

◇ 選 管 告 示

鳥取県選挙管理委員の補欠

◇ 内 水 面 漁 場 管 告 示

あゆの採捕の禁止

平成二年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標

◇ 雑 報

消防設備士試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第五百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業(第二一工区及び第七工区)の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町 の名称	同上の区域(平成元年十二月十九日現在の地番による。)
若葉台南一丁目	香取字袋谷口八二の五、八二の六、八二の一〇、八三の三の一部、八三の四の一部、八三の七
若葉台南六丁目	香取字袋谷六四の一部及びこれと一体をなす国有地 香取字袋谷口六六の二の一部、六六の三、六六の四、六七の二、六七の三の一部、八〇の二、八二の一、八二の二、八三の三の一部、八三の四の一部、八四、八五及びこれらと一体をなす国有地

<p>香取字袋谷口</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>若葉台南七丁目</p>					
<p>香取字袋谷口のうち六六の二の一部、六六の三、六六の四、六六の二、六七の三の一部、八〇の二、八二の一、八二の二、八二の五、八二の六、八二の一〇、八三の三の一部、八三の四の一部、八三の七、八四、八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>同上の区域（平成元年十二月十九日現在の地番による。）</p>	<p>香取字元結一七、二〇、二三及びこれらと一体をなす国有地の一部 香取字元結堤下タ二四及びこれと一体をなす国有地 香取字元結堤下二四次一、二五から二七まで、二七内第一、二八、二八の一、二八の二、二九、三〇、三〇次一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二、三三の一部、三五、三六、三七の一から三七の三まで、三八、三八の一から三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地 香取字元結堤ノ下三一の三から三一の六まで、三七の五、三七の六 香取字元結西側三八一の二の一部、三八一の五から三八一の八まで、三八一の二、三八二の二の一部、三八二の五、三八二の一三、三八二の一九の一部、三八二の二〇、三八二の二五、三八二の二六 香取字元結深谷三七八の二の一部、三七八の二の一部、三七八の五の一部、三七八の一八の一部、三七八の二〇の一部、三七八の二一の一部、三八〇の一部 香取字小山谷三八七の二の一部、三八七の七の一部</p>	<p>香取字元結口三七三の二の一部、三七三の三の一部、三七三の四、三七三の五、三七三の六の一部、三七三の七の一部、三七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 香取字元結谷丸山三七六の二の一部</p>				
<p>香取字元結深谷</p>	<p>香取字元結西側</p>	<p>香取字元結堤ノ下</p>	<p>香取字元結堤下</p>	<p>香取字元結堤下</p>	<p>香取字元結</p>	<p>香取字元結谷丸山</p>	<p>香取字元結口</p>
<p>香取字元結深谷のうち三七八の二の一部、三七八の二の一</p>	<p>香取字元結西側のうち三八一の二の一部、三八一の五から三八一の八まで、三八一の二、三八二の二の一部、三八二の五、三八二の一三、三八二の一九の一部、三八二の二〇、三八二の二五、三八二の二六以外の区域</p>	<p>香取字元結堤ノ下のうち三一の三から三一の六まで、三七の五、三七の六以外の区域</p>	<p>香取字元結堤下のうち二四次一、二五から二七まで、二七内第一、二八、二八の一、二八の二、二九、三〇、三〇次一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二、三三の一部、三五、三六、三七の一から三七の三まで、三八、三八の一から三八の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>香取字元結堤下タのうち二四及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>香取字元結のうち一七、二〇、二三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>香取字元結谷丸山のうち三七六の二の一部以外の区域</p>	<p>香取字元結口のうち三七三の二の一部、三七三の三の一部、三七三の四、三七三の五、三七三の六の一部、三七三の七の一部、三七三の一〇、三七四の二の一部、三七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

部、三七八の五の一部、三七八の一八の一部、三七八の二〇の一部、三七八の二一の一部、三八〇の一部以外の区域
香取字小山谷 以外の区域

鳥取県告示第五百二十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 國 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別	表示された著 行所名
		題	号			
3683	雑誌その他 の刊行物	THEララジュース		LJ—K	アリス出版	
3684	"	子宮直撃 天使のサインク		LE— AD	アリス出版	
3685	"	BANANA PRESS		BP— K	アリス出版	
3686	"	淫乱本番娘 夢想花		LE— A	Do企画	

3687	"	少女LIP 発情交棒		SL— K	Do企画	
3688	"	少女LIP 挿絵性器		SL— K	Do企画	
3689	"	SWEET		ST— K	Do企画	
3690	"	挿春歌遊		LD— HJ	Do企画	
3691	"	激しい交合 いじめないで		LE— B	Do企画	
3692	"	MESSAGE		ME— K	Do企画	
3693	"	ベストビデオ	1月号	雑誌 17797 9—1	三和出版株式会社	
3694	"	アップル通信	2月号	雑誌 0155 9—2	三和出版株式会社	
3695	"	オレンジ通信	3月号	雑誌 170221 89—3	株式会社東京三 世社	
3696	"	ギヤルズ・アクション	3月号	雑誌 0258 3—3	考友社出版株式 会社	
3697	"	コスモス通信	3月号	雑誌 1396 3—3	考友社出版株式 会社	
3698	"	CITY PRESS	3月号	雑誌 0433 9—3	株式会社東京三 世社	
3699	"	美少女CLUB	3月号	雑誌 0763 5—3	株式会社サン出版	
3700	"	セクシー・アクション お向いの若奥さんドッキリ写真	3月増刊号	雑誌 0351 4—3	株式会社サン出版	
3701	"	GAL 4月号増刊 盗み撮り		雑誌 17029 64—4	株式会社浪速書房	
3702	"	オレソシ写真 6月号		なし	三共図書出版社	

3703	"	THEボッキ一通信 6月号	雑誌 0762 1-6	三共図書出版社
3704	"	盗撮写真 6月号	なし	浪速書房
3705	"	HARDギヤル 6月号	なし	三共図書出版社
3706	"	ビデオフラッシュ 6月号	雑誌コー プ119 80-6	株式会社浪速書房
3707	"	ピンクマニア 6月号	なし	三共図書出版社
3708	"	ベストビデオ 6月号増刊 男の特選地図 No.15	雑誌 1798 0-6	三和出版株式会社

鳥取県告示第五百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米金井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 石津 義 章 日野郡溝口町大滝二九三
 " 森 田 耕 司 " " 大倉九〇二
 " 清 水 正 人 " 江府町大字吉原

- " 遠 藤 純 男 溝口町富江六九五
 " 松 本 義 政 一一五
 " 中 島 俊 文 籠原二八九
 " 権 代 隆 夫 " 大倉一四九七
 " 長 尾 良 一 " 江府町大字大河原一〇一一
 " 木 村 和 " 溝口町大滝二〇〇
 " 砂 口 一 正 " 江府町大字吉原
 " 長 谷 川 愛 慶 " 溝口町富江六四
 平成二年四月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 石津 義 章 日野郡溝口町大滝二九三
 " 森 田 耕 司 " 大倉九〇二
 " 清 水 正 人 " 江府町大字吉原
 " 遠 藤 純 男 " 溝口町富江六九五
 " 松 本 義 政 " 一一五
 " 中 島 俊 文 " 籠原二八九
 " 長 尾 良 一 " 江府町大字大河原一〇一一
 " 権 代 一 夫 " 溝口町大倉一四九七
 " 砂 口 一 正 " 江府町大字吉原
 " 木 村 和 " 溝口町大滝二〇〇
 " 長 谷 川 和 幸 " 富江七四〇
 平成二年四月二十三日就任 任期二年

鳥取県告示第五百二十五号

有用広葉樹母樹林を指定したので、次のとおり告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	指定年月日	樹種	所在場所	木数	面積	所有者の住所及び氏名
二一〇	"	"	東伯郡東伯町大字 上伊勢一〇〇	四〇・〇五	四〇・〇五	東伯郡東伯町大字 上伊勢一〇〇 方見神社
二一一	"	"	日野郡江府町大字 江尾一八九四	六〇・〇五	六〇・〇五	日野郡江府町大字 江尾一八九四 江美神社
二一九	"	"	東伯郡関金町大字 明高七八九一	一七〇・三〇	一七〇・三〇	東伯郡関金町大字 明高八四三 日野良蔵
二一八	"	"	八頭郡佐治村大字 津無四〇四	五〇・〇八	五〇・〇八	八頭郡佐治村大字 津無四〇四 田岡神社
二一七	"	"	"	一二〇・〇九	一二〇・〇九	"
二一六	"	"	"	一七〇・〇九	一七〇・〇九	"
二一五	"	ケヤキ	八頭郡河原町大字 片山七二六	二〇〇・〇七	二〇〇・〇七	八頭郡河原町大字 片山一三八 谷口頭樹
二一四	"	"	東伯郡三朝町大字 三徳一〇一〇	三〇〇・二〇	三〇〇・二〇	東伯郡三朝町大字 三徳一〇一七 三徳山三仏寺
二一三	"	ブナ	八頭郡智頭町大字 芦津七八二一	二二二・七五	二二二・七五	八頭郡智頭町大字 郷原二五九 芦津財産区
二一二	"	"	倉吉市大河内三四 九一	五〇・〇二	五〇・〇二	倉吉市大河内三八 三 佐々木昭義
二一一	五月二十九日	キハダ	八頭郡船岡町大字 大江六二七	本〇・一七 二六ヘクター	本〇・一七 二六ヘクター	八頭郡船岡町大字 大江四七九 田中吉蔵

二一一二	"	日野郡日南町宮内 一五二三一	一三〇・三〇	日野郡日南町宮内 三四一 入澤 宏
------	---	----------------	--------	-------------------

鳥取県告示第五百二十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があったので、漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	加入区	漁船損害等補償法第百十三條第一項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
米子市皆生一五七一―四 八原 棟 一	米子加入区	米子漁業協同組合	平成二年五月二十九日から 同年六月十二日まで	米子漁業協同組合
境港市上道町二一七―一 高見 昭 規	境港加入区	弓北漁業協同組合	"	弓北漁業協同組合
境港市中野町五六三 景山 一 夫	境港加入区	弓浜漁業協同組合	"	弓浜漁業協同組合

鳥取県告示第五百二十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	加入区	漁業の区分	場所	期間
発起人にならうとする者の住所及び氏名	泊加入区	しいらつけ漁業	泊村漁業協同組合	平成二年五月二十九日から六月十二日まで
鳥取県東伯郡泊村大字泊一五七三				
北中秀夫				
鳥取県東伯郡泊村大字泊七八六				
浜田全広				
鳥取県東伯郡泊村大字泊一五五八				
松田昌知				

鳥取県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、平成二年五月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (敷地の幅員 (メートル))	延 長 (メートル)
下木原岩美停車場線	岩美郡岩美町大字岩常字三出四三〇一―地先から同大字字土部一〇〇―地先まで	変更前 六・三〇 変更後 八・一〇	五〇九・〇 五五八・〇

鳥取県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、平成二年五月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
下木原岩美 停車場線	岩美郡岩美町大字岩常字三月出四 〇一―地先から同大字字土部一〇 一―地先まで	平成二年五月二十九日

鳥取県告示第五百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第三土地区画整理組合の解散を平成二年五月十三日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二―一工区、第七工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月二十五日 鳥取県指令受米土維第五百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字北原堀川端ノ三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富士見町一―一二六

本池重幸

鳥取県告示第五百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月七日 鳥取県指令受都計三一第一二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二三六〇―八

株式会社ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二年五月二日鳥取県選挙管理委員会に欠員が生じたため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十二条第三項の規定に基づき、次の者を鳥取県選挙管理委員に補欠したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項の規定により告示する。

平成二年五月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松 五郎

住 所 氏 名

倉吉市大原二五四 倉繁博信

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成二年五月二十九日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網及び引懸（ソロ）	平成二年六月一日から同月十八日正午まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	投網及び引懸（ソロ）	平成二年六月一日から同月十五日正午まで

三 天神川水系に係る河川	投 網	平成二年六月一日 から同月十五日正 午まで
四 日野川水系に係る河川	投 網	平成二年六月一日 から同月十五日正 午まで

第五号共	第四号共	第三号共	第二号共	第一号共	番号	免許	第五種共同漁業権者		増	殖	の	放	流	目	標	量	
							漁業権者の名称	漁場									
東郷湖漁業協 同組合	湖山池漁業協 同組合	日野川水系漁 業協同組合	天神川漁業協 同組合	千代川漁業協 同組合			あゆ (千尾)	にし (千尾)	い (千尾)	な (千尾)	こ (千尾)	ふ (千尾)	う (キログラム)	わ (千粒)	しら (平方メートル)	え (平方メートル)	い (回)
		七五〇	二五〇	七五〇													
		一〇	一〇	一〇													
		六〇	二〇	四〇													
		一〇	一〇	一〇													
二五	六〇	五〇	五	一〇													
六〇	六〇																
一〇〇	七〇																
〇〇	五〇																
〇〇	〇〇																
四〇〇	六〇〇																
六〇〇	二、〇〇〇																
六																	

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長十センチメートル以上のものとする。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号
内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が平成二年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。
平成二年五月二十九日
鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第一項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するの
で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十二の
規定により公示する。

平成二年五月二十九日

財団法人消防試験研究センター理事長 辻 誠 二

一 試験の種類

- 1 甲種消防設備士試験
- 2 乙種消防設備士試験

二 試験の日時及び場所

- 1 日時
 - (1) 甲種第四類、第五類 平成二年八月十九日（日）
九時から
 - (2) 乙種第四類、第五類、第六類、第七類 平成二年八月十九日（日）
九時から
 - (3) 甲種第一類、第二類、第三類 平成二年八月十九日（日）
十三時十五分から
 - (4) 乙種第一類、第二類、第三類 平成二年八月十九日（日）
十三時十五分から

2 場所

- (1) 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁講堂
- (2) 米子市皆生一七八五の一〇 皆生温泉会館

三 受験手続

- 1 受験願書提出先
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）
- 2 受験願書受付期間
平成二年六月十一日（月）から同月三十日（土）まで（郵送の場合
は、六月三十日（土）までの消印のあるもの限り受け付ける。）
- 3 受験手数料
甲種消防設備士試験は五千円、乙種消防設備士試験は三千四百円を、
所定の方法により納付すること。

四 その他

- 1 受験願書常置場所
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防
課、各消防本部及び各地区危険物保安協会
- 2 問合せ先
〒六八〇 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎八階
財団法人消防試験研究センター 鳥取県支部
（電話〇八五七―二六一八三八九）